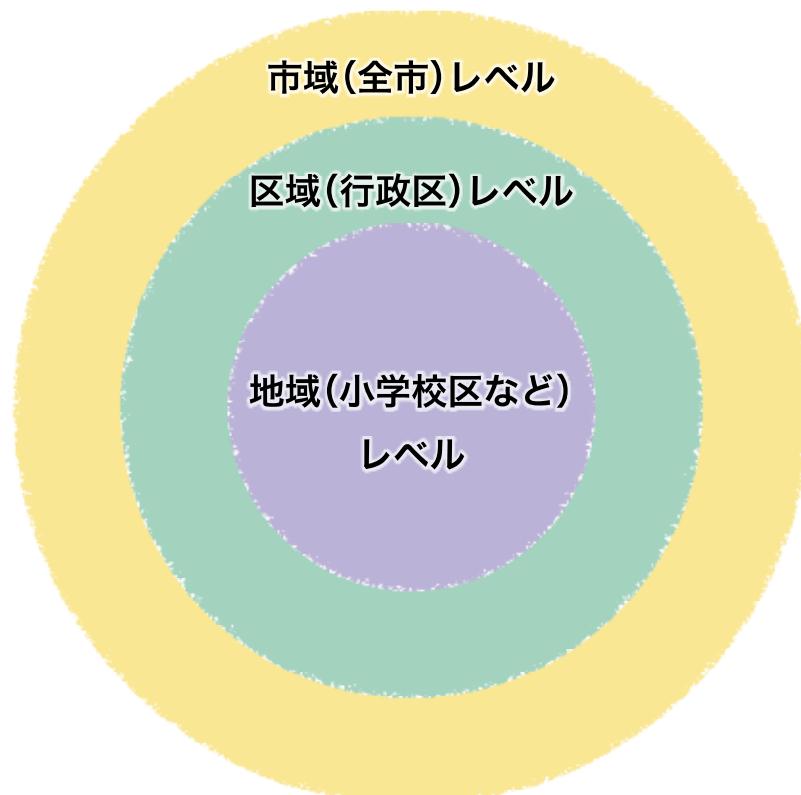


### 1 三層制による取組の推進

川崎市は、人口150万人を超える大きな政令指定都市であることから、これからコミュニティ施策を考えるに当たっては、小学校区などの身近な範囲である「地域レベル」の取組、行政区を範囲とする「区域レベル」の取組、全市を範囲とする「市域レベル」の取組の三層制により、きめ細かく取組を推進します。

「地域レベル」では、身近な地域の中で、新たな居場所や多様なつながりを創出すること、「区域レベル」では、地域の活動等を下支えや補完しながら、各区の特性に応じた支援策を実施すること、「市域レベル」では、市内中間支援組織の連携強化と効率的・効果的な支援体制を構築すること等を取組の軸として進めます。



こうなったらいいなと思う10年後の地域の姿：  
市民検討会議ワークショップでの意見

- ・7区横並びではなく、区の独自性を大事に
- ・7区の横のつながり・連携を大事に
- ・500mの範囲（300～400世帯）で移動できるコミュニティの単位を考える など

## 2 地域レベルの新たなしくみ

### (1) 地域の居場所「まちのひろば」の創出

身近な地域での気軽なつながりの場所が求められており、誰もが気軽に集える出会いの場として、官民間わず、多様な地域資源を活用して、「まちのひろば」を創出し、人材・資源のネットワーク化や情報共有の促進、地域課題の解決等に取り組み、ひいては市民のつながりの向上を図ります。

「まちのひろば」は、場所そのものへの愛着を育む効果も期待されることから、場所がある方が望ましいですが、空間に限定せず、常設である必要もありません。その概念は幅広く、例えば、3人集まれば「まちのひろば」が展開し、何かしらの変化が生まれ、創発につながるという考え方です。また、地域包括ケアシステムにおける生きがいづくり、健康づくり、支え合いのしくみづくり、そして課題解決の場としての役割を果たしていくものともいえます。

今後、「まちのひろば」を生み出すしくみづくりを進め、川崎のまちのそこかしこに多様な居場所が生まれていくように取り組んでいきます。

#### こうなったらしいなと思う10年後の地域の姿： 市民検討会議ワークショップでの意見

- ・若い世代が戻ってきたいまち（好きなことがやれる場があること、小さな単位の居場所）
- ・小さなエリアに多様なスペースが欲しい、こども文化センターなどの既存公共施設、道路や公園の活用
- ・コワーキングスペースや空き家を活用した街かどカフェの整備、気軽に参加できる円卓会議（ラウンドテーブル）が必要など

### (2) 「まちのひろば」の機能

「まちのひろば」は、目的がなくても、誰もが気軽に集える場であることと同時に、活動中の人々やこれから頑張りたいと思っている人々のための場や、地域の人材が専門性を発揮して、新しい活動に結び付く「コトおこし」ができる場にもなることが想定され、次のような機能が考えられます。

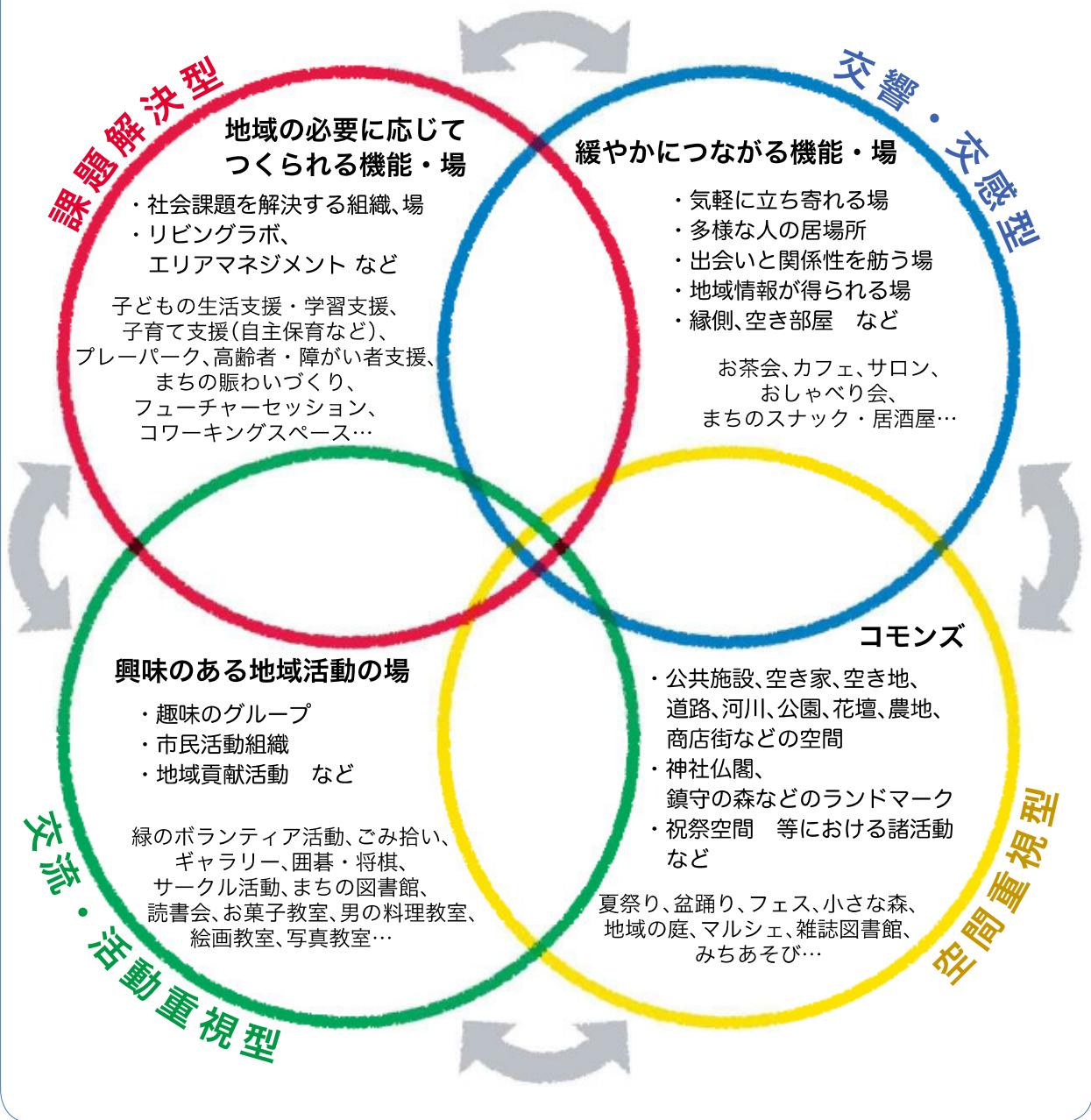
- ・参加のきっかけとなる地域の居場所
- ・家庭、学校・職場以外の地域の居場所（サードプレイス）
- ・地域において「自分が求めるつながり」を探し出せる場所
- ・楽しい・関わりたいと人を惹きつけるコミュニティの入口
- ・誰もが気軽に集える出会いの場
- ・地域の課題解決の場
- ・地域の支え合い活動の場
- ・生きがいづくりや健康づくりに資する場
- ・事業者の社会貢献活動（CSR<sup>28</sup>やCSV<sup>29</sup>）との連携の場
- ・文化芸術活動などを通じた交流の場

「まちのひろば」は、場所がある方が望ましいですが、必ずしも空間としての固定的・専有的な場所の確保を必要な条件とせず、その機能や課題解決につながる活動自体を重視します。

28 CSR…Corporate Social Responsibility；企業の社会的責任

29 CSV…Creating Shared Value；企業価値と社会的価値を同時に実現する共通価値の創造

「まちのひろば」のイメージ



上の四つの類型は、あくまで便宜的に示したものであり、各々に示されている活動や機能等は固定的なものではなく、複合的なものであり、その時間的・空間的な諸条件により様々に変化します。

- ※ リビングラボ…市民・企業・自治体・大学・研究機関などの様々な主体が集い、社会課題の解決に結び付く取組を開発し、実験的に実践する協働の場
- ※ エリアマネジメント…エリアマネジメント特定の地域（エリア）を単位に、行政以外が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組
- ※ プレーパーク…子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶことを通じて、自分らしく成長していく遊び場、冒險遊び場
- ※ フューチャーセッション…市民・企業・自治体・大学・研究機関などの様々な主体が同じ問い合わせを共有し、話し合いながら、それぞれが主体的に実行することを促す場
- ※ コワーキングスペース…様々な業種、年齢の人々が集まり、仕事をすることを通じて、ノウハウやアイデアを共有し、協働を促す場所
- ※ コモンズ…誰にでも開かれた市民の共有資源
- ※ マルシェ…朝市・青空市など、生産者と消費者を直接結び付ける市場

### (3) 「まちのひろば」の多様な形態

既存公共施設の地域化や民間の地域資源やオープンスペースの活用など、様々な形態が考えられます。



なお、ここでは、「まちのひろば」には、具体的な空間としての場があった方が、より活動の活性化につながるという考え方のもと、様々な空間の形態について示していますが、SNS上のコミュニティなど、具体的な空間としての場を必要としないものもあると考えます。

### (4) 「まちのひろば」への行政の関わり方

庁舎、学校、こども文化センター、いこいの家などについて、より自由度の高い活用に向けた、地域での利用ルールの決定や、その管理・運用への参加を促進するなど、公共施設の地域化や、カフェなどの飲食店、公開空地、空き家、空き部屋等の民間資源の活用を推進するとともに、「まちのひろば」の自主性や自律性を尊重しながら必要な支援を進めます。加えて、地区カルテを活用した住民の主体的な活動の創出に向けた取組など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組と連携して進めます。

そのような考え方に基づき、関わり方の一例として、空き部屋（空きスペース）の活用を行う場合は次のような支援が考えられます。

#### 【行政施策の一例】

- ・立ち上げ支援（例：担い手づくり、地域資源、地域ニーズの調査、専門家による支援 等）
- ・看板の作成、配布（例：「まちのひろば」の看板の作成支援 等）
- ・「まちのひろば」同士のネットワーク構築（例：オーナー同士の連絡会議の開催 等）
- ・広報支援（例：マップの作成、HPの活用 等）

なお、こうした行政の関わり方はあくまでも一例であり、前述のとおり「まちのひろば」は幅広い概念であり、行政としてエリアや目標数を設定し、計画的に整備を進めていくという性格のものではありません。また、必ずしも固定的な場所を必要とするものではないという考え方なども踏まえ、それぞれの自主性や自律性を尊重しつつ、その支援のあり方、公共関与、区域レベルのプラットフォームとの関係性などについて検討、調整を進めます。

また、コミュニティ形成を支援する視点から、「まちのひろば」から顕在化した多様な地域の課題の解決に向けて、主体間や行政内部における役割分担を明確にした上で、取組を推進します。

### 3 区域レベルの新たなしくみ

#### (1) 区域レベルのプラットフォーム「ソーシャルデザインセンター」の創出

市民自治と多様な価値観を基盤とするこれからの都市型コミュニティを目指して、多様な主体の連携により、市民創発によって課題解決する区域レベルの「新たなしくみ」として、地域での様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革（ソーシャルイノベーション）を促す基盤（プラットフォーム）を創出します。

なお、区域全体をカバーするテーマ包括的なプラットフォームについては、新しいことを実験的に起こしていく機能に着目して、「ソーシャルデザインセンター」としていますが、その具体的な名称については、今後検討していきます。

こうなったらしいなと思う10年後の地域の姿：  
市民検討会議ワークショップでの意見

- ・7区ごとに活動の拠点があり、つなぎ役のコーディネーター（有償）が必要では
- ・多世代が集まる場としてコミュニケーションのプラットフォーム、ソフト面のしくみが重要
- ・企業と市民活動団体のマッチング、それらをつなぐコーディネーター機能が重要 など

#### (2) 「ソーシャルデザインセンター」の機能

「ソーシャルデザインセンター」の基本的な機能としては、以下のものが考えられます。

- ・人や団体・企業、資源・活動をつなぐコーディネート機能とプロデュース機能
- ・支援のニーズ（活動支援、資金助成、相談、情報収集）とメニューの効果的なマッチング
- ・地域課題の解決を目指した社会実験の展開
- ・地域からの視点や市民の立場に立って、助言や専門的知識を活かした技術的支援、課題提起等を行う機能
- ・人材育成（地域の担い手や社会的起業家など）
- ・「まちのひろば」への支援
- ・地域メディアやソーシャルメディア<sup>30</sup>を活用した情報の受発信
- ・新たな参加、交流のきっかけづくり
- ・各区の特性に応じて必要とされる機能 等

#### (3) 「ソーシャルデザインセンター」の形態

7区横並びに同じものを設けるのではなく、区の独自性を踏まえて検討し、設置についてもできるところから進めていき、最終的には区ごとに1か所の「ソーシャルデザインセンター」の設立を目指します。

また、色々なテーマや規模ごとに複数のプラットフォームが併存することも考えられることから、その目的に合わせて対話の場づくり、機能、エリア、テーマ、主体等のあり方について検討していきます。

1、2年間試行的にモデルをつくって経験知を共有し、検証しながら徐々に高次機能を付加していくことが考えられます。

30 ソーシャルメディア…SNSなどを通じて、誰もが参加可能な双方向型のメディア

また、時間の経過とともに取組が硬直化したり、社会環境との乖離が生じることを防ぐために、プラットフォームをつくる際には、例えば3年、5年といった一定期間を経過した段階で事業の検証を行います。

#### (4) 「ソーシャルデザインセンター」への行政の関わり方～モデル創出へ～

市民主体の運営を理想としつつも、立ち上げ段階において、ボランティア組織による持続的な運営は困難であると考えられることから、専門的な知識と技術を有するNPO法人等による運営も考慮しながら、行政として必要な支援を行います。

その際は、専門性の高いコーディネーターや地域のために働きたいと考える若年層を含めた有償によるスタッフの配置や地域人材の活用について支援する一方で、旧来の手法である行政事務局の設置や、いわゆる官製NPOの設立といった行政主導の関わり方はしないこととします。

また、運営予算について、立ち上げ時には、地域課題対応事業の活用（既存事業の整理）も考えられますが、将来的にはビジネスモデルの導入やクラウドファンディング<sup>31</sup>の活用等、自主財源による運営を見据えたものとすることが望ましいことから、行政からの委託に頼らずに、NPO、大学、企業との連携による運営や、多くの主体が知恵を持ち寄り創発していくしくみの検討も必要と考えます。

「ソーシャルデザインセンター」への行政の関わり方自体が、市民創発型の活動に対する行政参加の新しいモデルとなるように取組を進めています。

#### (5) 区における行政への参加のあり方検討

「新たなしくみ」の区域レベルの機能の一つとして、これまで区民会議が担ってきた「区における行政への参加」のしくみを確保する観点から、区民の多様な意見を反映する制度のあり方について検討を進めます。

また、その制度と「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係性について検討します。

政令指定都市という大都市における都市内分権の機能という視点や既存制度の運用における課題等を踏まえ、丁寧に議論を進めています。



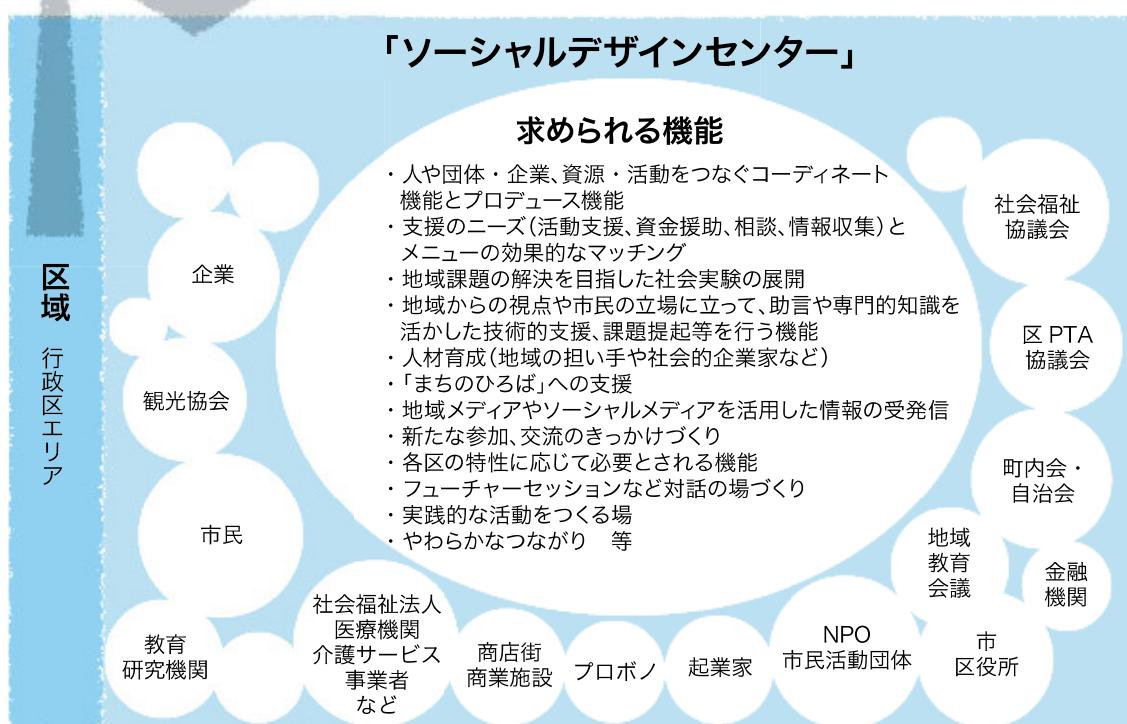
31 クラウドファンディング…インターネット等を用いて、不特定多数の人から資金等の協力を調達すること

## 4 地域レベルと区域レベルにおける「新たなしきみ」とその関係性について

身近な地域の中で様々な活動やつながりづくりを進める地域レベルの「まちのひろば」に対して、区域レベルの「ソーシャルデザインセンター」は、市民創発型の多様な主体の連携により、区域全体をカバーするテーマ包括的なプラットフォームとします。そして、「まちのひろば」に加えて、テーマや地域別に展開する多様なネットワーク（サブプラットフォーム）など、区域における様々な活動に対して、コーディネートや求められる支援を行い、地域における多様な社会的資源を生み出していくように取組を進めます。



- ・相談
  - ・コーディネート
  - ・マッチング
  - ・場づくり支援
  - ・助言
  - ・人材育成支援
  - ・資金調達支援
  - ・課題解決支援
  - ・広報支援
- など



※図中の各図形は概念的に多様な主体の存在を例示したもので、実際の活動量等の大きさを表すものではない

## 5 既存施策の方向性

### (1) 区民会議について

指定都市においては、地方自治法第252条の20の規定で、条例で「市の区域を分けて区と区役所（区の事務所）を置く」とされていますが、本市においては、法に定める区・区役所のあり方に加え、自治基本条例第19条において、「参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、区を設け、区役所を置く」としています。そして、それぞれの区において、区民会議は、「参加と協働による地域の課題解決」を目的として設置され、これまで課題解決に向けた調査審議を行ってきました。また、調査審議結果を区長に提出し、区長はこれを区政及び市政に反映するように努めることで、区における行政への参加の機能も併せて担ってきました。

区民会議の「参加と協働による地域の課題解決」の機能は、市民創発による「新たなしくみ」の環境整備を行うことにより、様々な効果が期待されることから、「新たなしくみ」に引き継がれるとともに、より身近な小さな単位での活動や多くの人々の参加など、一層充実していくものと考えられます。

このため、現行の区民会議制度は廃止し、「新たなしくみ」の構築を進めます。

区民会議が担ってきた「区における行政への参加」の機能については、その制度のあり方について検討を進めます。

なお、制度のあり方検討については、全区において「ソーシャルデザインセンター」が立ち上がるまでに結論を出します。

### (2) まちづくり推進組織について

まちづくり推進組織が果たしてきたこれまでの役割やその成果、そして抱える課題等を踏まえ、区ごとの状況に応じて、活動休止や廃止も視野に入れ、将来的なあり方について、関係者との丁寧な対話などを通じた整理・検討を行い、遅くとも「ソーシャルデザインセンター」立ち上げまでには、結論を出していくきます。

### (3) 区民活動支援コーナー等及び市民提案型事業等について

区民活動支援コーナー等の各区市民活動支援拠点については、これまでの役割や成果と課題等を踏まえ、区民活動支援コーナー等の活性化に向けた検討や、「新たなしくみ」の考え方方に沿って、現在の中間支援機能との関係性にも留意しつつ、場の提供に留まらない新たな機能の追加等も含めた今後のあり方の整理・検討を行います。

また、各区における市民提案型事業等（宮前区においては資金支援事業補助金）については、これまでの役割や成果と課題等を踏まえ、公益財団法人かわさき市民しきん等、民間主導のコミュニティファンドとの連携をはじめ、かわさき市民公益活動助成金など、各種助成金や補助金との関係を整理し、「新たなしくみ」の考え方方に沿った市民創発を促すような機能の強化に向けて取組を進めます。

いずれの事業においても、「ソーシャルデザインセンター」との機能分担、又は「ソーシャルデザインセンター」の一部機能としての再構築について、併せて検討します。

## 6 町内会・自治会等、住民自治組織に関する新たな取組の方向性

### (1) 町内会・自治会に関する新たな取組

#### ① 町内会・自治会の基本的な属性

町内会・自治会は、地縁による結びつきに由来する「住民自治組織」として、暮らしやすい地域社会を築くため、住民相互の親睦を深め、信頼関係を構築し、様々な取組を通して地域の課題を解決する重要な主体の一つといえます。

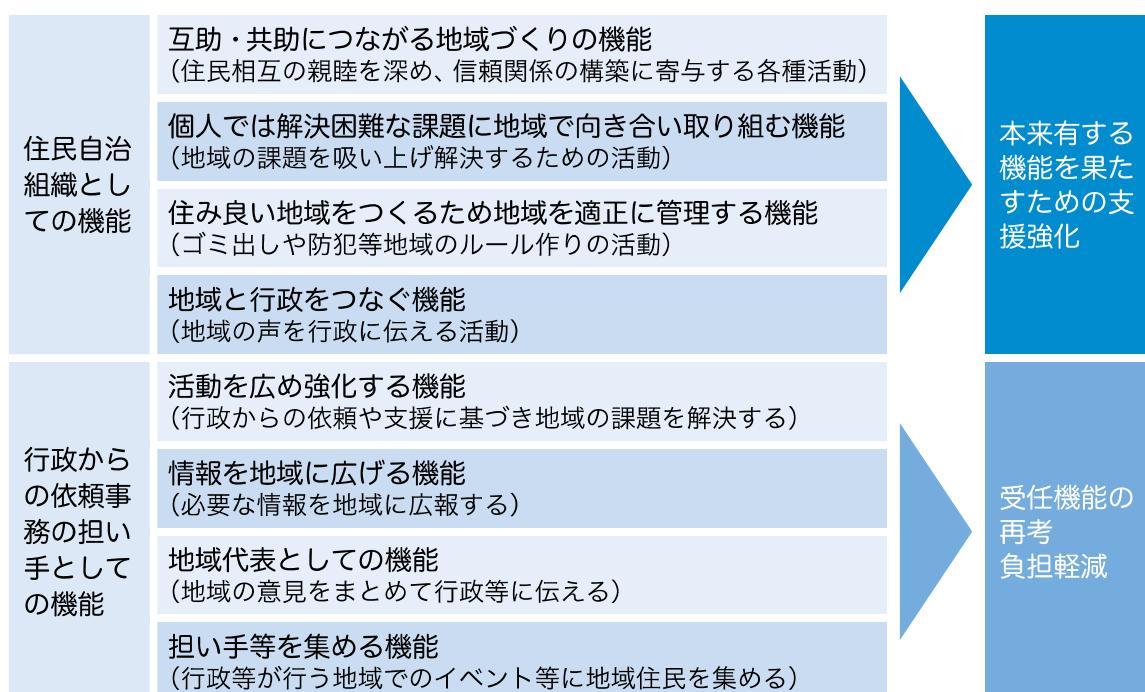
#### ② 町内会・自治会の特徴

町内会・自治会の特徴としては、一定の地域を単位としたまとまりであること、加入単位が原則として「世帯」であり、対象の地域に居住する世帯が自由に加入できること、地域の課題に包括的に取り組んでいることといった点が挙げられます。さらに、これらの地域活動に加えて、歴史的な経緯により、様々な行政からの依頼事務を担うとともに、行政の協働のパートナーとして地域と行政をつなぐ等の重要な機能を担ってきました。

地理的な近接性を有する居住地をつながりとしたコミュニティにしか担うことができない機能は、災害時の「自助」、「共助」の取組や、地域包括ケアシステムにおける「自助」、「互助」の取組を進めていく上でも重要なものとなっています。

#### ③ 町内会・自治会の機能と現状

町内会・自治会が本来有する機能は住民自治組織としての機能ですが、歴史的な経緯により、行政からの依頼事務の担い手としての機能も担ってきました。しかしながら、行政からの多くの依頼事務を担ってきたことが、本来の住民自治活動を阻害する要因の一つとなっています。



#### ④ 町内会・自治会に関する取組の基本的な考え方

これまででも、価値観の多様化や生活スタイルの変化により、町内会・自治会活動は様々な影響を受けてきましたが、今後見込まれる更なる社会経済環境の変化は、「家」や家族のあり方自身を更に変化させることが予測されます。

このため、町内会・自治会が、これに適切に対応し、地域における親睦や信頼を深め、様々な分野における地域課題の解決に取り組み、暮らしやすい豊かな地域社会を実現する主体の一つとして、これまである面では行政都合であった関係性を見直し、住民自治組織としての町内会・自治会と行政との真のパートナーシップを築き、多様な主体との連携を進め、10年後も住民自治活動に自立的かつ活発に取り組んでいることを目指します。

そして、そのために必要な取組について、川崎市全町内会連合会等、町内会・自治会の意見や「町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」等を踏まえて検討します。

#### ⑤ 取組の方向性

取組の方向性 1	町内会・自治会が自主的に、地域の課題等を共有し、解決に結びつける取組を適切に支援します。
取組の方向性 2	これまである面では行政都合であった関係性を、町内会・自治会の意思が尊重される関係性にシフトできる手法等、柔軟かつ適切な取組を推進します。
取組の方向性 3	町内会・自治会の多様性を前提に、その個性と自主性を尊重し、町内会・自治会同士や様々な主体が連携し、役割や負担を分担して取り組む課題等、様々な手法により課題解決に取り組むための適切な支援のあり方等について検討します。

#### ⑥ 町内会・自治会への具体的な支援の考え方

町内会・自治会への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・川崎市市民自治財団や川崎市全町内会連合会等と連携し、効果的な手法を検討します。</li><li>・町内会・自治会未加入者に向けた町内会・自治会の担っている役割や活動内容の周知について、様々な主体と連携した更なる取組を推進します。</li></ul>
個別支援の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・個々の町内会・自治会と一層の信頼関係を深め、町内会・自治会の状況やニーズを適切に把握し、個々に必要とする支援のあり方について検討します。</li><li>・個々の町内会・自治会の相談等について、適切につなぐための取組を推進します。</li><li>・個々の町内会・自治会だけでは課題の解決が困難な場合は、近隣の町内会・自治会同士の連携や、市民活動団体や企業等と結びつけることで、活動を支援するしくみについて検討します。</li></ul>
負担軽減	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民自治活動の更なる活性化に寄与することを基本として考え方を整理し、各所属が主体的に負担軽減に取り組むことができるよう、依頼を行う場合の判断基準等の明確化に取り組みます。</li><li>・さらに、負担軽減を進めていくためには、その有効性や必要性を含めた個々の行政からの依頼事務における性質や体制等の分析、検証を行った上で、取組手法等について検討します。</li></ul>
市民創発に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内会・自治会の主体性を尊重し、それぞれの実情や意向を踏まえ、様々な主体との相互理解のもと、互いに尊重し合う関係の構築を促進します。</li><li>・さらに、様々な主体が連携した取組を促進するためには、区における「ソーシャルデザインセンター」等とも連携して、各主体のニーズを把握し、適切にマッチングすることが必要であり、これをきっかけとした幅広い関係を構築していくことで、市民創発につながる取組を支援します。</li></ul>

## (2) マンションコミュニティ等の住民自治組織に関する新たな取組

高度経済成長期に建設されたマンション等では、建物の老朽化や居住者の高齢化による課題が表面化している現状に加えて、現在建設が進む大型集合住宅等において、将来予測される課題も視野に入れる必要があります。

また、マンションには、小規模マンションから1,000戸を超える大型マンションや、団地型やタワー型マンションに加え、ワンルームマンション等、様々な形態があります。さらに、居住形態には、分譲と賃貸といった違いだけでなく、シェアハウス等の形態が広がっています。加えて、市内には市営住宅等の公営住宅もあり、個々の集合住宅の状況は、まさに千差万別となっていることから、それぞれの状況を踏まえた対応が求められています。

### ① マンション等に関する連携強化に向けた取組

高齢者や子育て世代の孤立やコミュニティ形成、防災対策など多くの課題に加えて、空き室の増加等に伴う管理不全がマンションにおいて発生することは、マンション内に留まることなく、周辺環境にも影響を及ぼすことから、これらの課題を個別マンションの課題と捉えるだけでなく、地域の課題として捉える必要があります。そして、これらの課題解決に向けては、マンションにおける所有者自治が適切に機能し、マンション住民の主体的な参画により適切な意思決定がなされる体制が、円滑に機能することが求められることから、コミュニティ施策に留まらない施策間の連携の強化を図るとともに、合わせて行政内部における推進体制の構築を進めます。

加えて、マンション間において課題等を共有することで個別のマンションの課題ではなく、共通課題として一般化し、マンション住民が主体となった取組を促進するため、先行的な区役所における取組を参考にしつつ、マンション間における様々な情報を共有することのできるネットワークを構築する等の支援に取り組みます。

### ② マンション等におけるコミュニティ活動の促進に向けた取組

これまで、自治会等を設立しているマンションや、町内会・自治会に加入しているマンションとは、行政として一定の関係性を構築することができますが、管理組合等がコミュニティ活動を行っている場合やコミュニティ活動を全く行っていない場合には、これまでの区役所等の取組と整合を図りながら、個々のマンションの状況等を把握する必要があります。

その上で、マンションの資産管理を行う上でコミュニティ形成に資する活動がもたらす効果や課題等に加え、管理組合等がコミュニティ形成に資する活動に取り組んでいる場合の考え方や、マンション内の住民自治組織（管理組合等）と行政との関係性を改めて整理し、適切な支援手法等について検討します。

また、地域との関係性を考慮した場合、所有者自治だけでは適切な関係性を構築できない可能性があることから、居住者自治を確保し、同じ地域にある戸建住宅とマンション相互の強みをいかし、弱みを補完し合えるような良好な関係性を築くための手法について、マンションの規模や建物の形態等によって個々のマンションの状況が異なることを踏まえるとともに、マンションにおいてコミュニティ活動を進めていく上での法的課題についても専門家の意見を伺いながら検討します。



## 7 市域レベルの「新たなしくみ」の今後の方向性

### (1) 中間支援組織の連携強化と効率的・効果的な支援体制の構築

全市的な中間支援機能を担う各出資法人等においては、分野別の全市的な中間支援組織として、NPO法人などの各種団体等を対象とした支援に取り組んできましたが、今後はその対象を広げつつ、各種団体等の事業の目的、成果だけを捉えるのではなく、市民創発に向けて、それぞれの事業が及ぼす効果を多面的に捉えて、支援やコーディネート等に取り組んでいくことが求められます。

このため、各出資法人等が持つ情報や支援メニュー等の共有を図り、連携を強化することで、より効率的・効果的な支援に取り組んでいきます。

### (2) 多様な主体による地域コミュニティ形成の支援のための機能等の見直し

コミュニティ関連の団体（川崎市市民自治財団など）においては、多様な主体の連携による地域コミュニティの形成を支援することを目指すとともに、将来的なあり方について検討します。

特に、川崎市市民自治財団においては、市民自治財団自身が現在の地域コミュニティの現状や動向を見据えて、今後の市民自治活動を支援するために、相談機能やプロデュース機能等、必要とされる支援体制を検討していきます。さらに、行政との役割分担を含め、専門的な人材の確保等を検討します。

また、かわさき市民活動センターが、地域拠点としてのこども文化センターを運営してきたことから、施設の地域化や事業のあり方など、地域コミュニティ形成への関わり方を検討します。

「かわさき市民公益活動助成金」については、各区における市民提案型事業や補助金、公益財団法人かわさき市民しきん等のコミュニティファンドなどとの連携や役割分担のあり方について検討します。

### (3) 「ソーシャルデザインセンター」との有機的連携、新たな役割の創出

全市的な中間支援機能を担う各出資法人等においては、かわさき市民活動センターが中核となって、区域レベルの「ソーシャルデザインセンター」との連携を進め、テーマに応じて柔軟に役割を果たし合えるような関係性を作り出し、これまでの蓄積を生かしつつ、ダイナミックに展開される市民活動に対応した機能・体制を構築します。



かわさき市民活動センターの事業の一場面

